令和　年　月　日

葛飾区契約担当者宛て

所 在 地：

名 称：

代表者名：　　　　　　（押印不要）

通　知　書

下記のとおり、建設業法第20条の２第２項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

１　案件名

２　通知内容

　⑴　□主要な資機材の供給の不足若又は遅延若しくは資機材の価格の高騰

　　ア　発生するおそれのある事象

　　イ　状況把握のために必要な情報の入手先

　　　※自然的又は人為的な事象により生じる、発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載。

⑵　□特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

ア　発生するおそれのある事象

イ　状況把握のために必要な情報の入手先

　　※自然的又は人為的な事象により生じる、発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載。

　⑶　その他（空欄可）

以上

（このページは注意事項であり、提出書類ではありません。）

【通知の提出に関する注意事項】

　１　本通知書については、建設業法第20条の２第２項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。

　２　本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合は、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。

　３　「状況把握のために必要な情報の入手先」欄は、受注予定者の通常の事業活動において把握できる情報であって、メディア記事や資材業者の記者発表若しくは公的主体や業界団体などにより作成又は更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けされた情報の入手先を記載すること（口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は対象としない。）。

　４　本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合、建設業法第20条の２第３項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。

　５　本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。

令和●年●月●日

記　載　例

葛飾区契約担当者宛て

所 在 地：東京都葛飾区立石●丁目●番●号

名 称：株式会社●●建設

代表者名：代表取締役　●●　●●

通　知　書

下記のとおり、建設業法第20条の２第２項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

１　案件名

　　葛飾区立〇〇小学校〇〇〇工事

２　通知内容

　⑴　☑主要な資機材の供給の不足若又は遅延若しくは資機材の価格の高騰

　（ア）発生するおそれのある事象

　　　　（例）石炭価格の上昇に伴うコンクリート価格の高騰

　（イ）状況把握のために必要な情報の入手先

　　　　（報道等のURLや記事の名称を記載するか、関連データを提出する。）

　　　※自然的又は人為的な事象により生じる、発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載。

⑵　☑特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

（ア）発生するおそれのある事象

　　　　（例）石炭価格の上昇に伴うコンクリート価格の高騰

（イ）状況把握のために必要な情報の入手先

　　　　（報道等のURLや記事の名称を記載するか、関連データを提出する。）

　　※自然的又は人為的な事象により生じる、発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載。

　⑶　その他（空欄可）

　　　　　　　　　　　（特記すべき理由があれば記載する。）

以上